

1. 件名：「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設
（「常陽」）の設置変更許可申請のうち地震等に係る事業者ヒアリン
グ（3）」

2. 日時：令和2年10月29日（木）13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、佐藤主任安全
審査官、中村主任安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技
術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 建設部 次長 他4名※

同 大洗研究所 高速実験炉部 部長 他4名※

同 安全・核セキュリティ統括部安全・核セキュリティ推進室 主幹※

※：テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から、
平成29年3月30日に申請、平成30年10月26日に一部補正の大
洗研究所(南地区)高速実験炉原子炉施設（「常陽」）（以下「常陽」という。）
に関する原子炉設置変更許可申請のうち、敷地の地質・地質構造に関す
るコメント回答について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、JAEA に対して、以下の事項について事実確認をした。

① 見和層上部層（M1段丘堆積物下部）と見和層中部層（東茨城層群
上部）との層相の違いを判断する上で重要視している点について

② 坂本(1975)等の文献における記載と JAEA における解釈及び層序に

関する見解との違いが不明瞭な点について

- ③ 見和層上部層（M1段丘堆積物下部）を海成層とする根拠は何か。
- ④ 敷地における地質層序を確認するにあたって、敷地近傍における地質情報を参考にしているか否かについて
- ⑤ 多賀層の小断層群については、小断層の数は正確に把握可能であるのか否かについて。

(3) JAEA から、確認事項に対し、以下の回答があった。

- ① それぞれの層に含まれる礫の大きさに明瞭な違いがあり、重要視している。メイン資料 P38 に記載のとおり、見和層上部層（M1段丘堆積物下部）では砂層中に細かい2～4mmの礫が混じっており、見和層中部層（東茨城層群上部）では径10～20mmの中礫を主体としている。
- ② 誤解を招く表現もあることが確認できたことから、資料記載の適正化を検討したい。
- ③ メイン資料 P24 にも記載しているが、ヒメスナホリムシによる白斑状の生痕化石が認められることによる。
- ④ 敷地近傍における層序などの情報も敷地における地質層序を確認するにあたっては参考としている。資料に適切に含めることを検討したい。
- ⑤ 多賀層の小断層群については、深度区間で示しているところなどは密集部であり、正確な小断層数の把握は不可能である。1ボーリングあたり「何本以上」といった記載であれば可能である。

6. 提出資料

- ・ 大洗研究所（常陽） 敷地の地質・地質構造について
- ・ 机上配布資料 大洗研究所（常陽） 敷地の地質・地質構造について ボーリングコア写真・柱状図
- ・ 大洗研究所（常陽） 地震・津波等に関するコメントリスト